

船舶事故調査報告書

令和5年10月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年1月22日 05時40分ごろ
発生場所	愛知県南知多町 ^{ひろがめ} 広亀島北岸 尾張野島灯台から真方位311°2,140m付近 (概位 北緯34°40.2′ 東経136°59.4′)
事故の概要	プレジャーボート ^{おおはま} 大浜丸は、南進中、岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年2月8日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 大浜丸、8.5トン
船舶番号、船舶所有者等	240-68261愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	左舷船首部外板に破口、右舷中央部外板に擦過傷、プロペラ翼に曲損、プロペラシャフトに擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1.3m、潮汐 上げ潮の末期 日出時刻：06時58分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人3人を乗せ、釣りの目的で、三重県志摩市大王崎沖の釣り場に向け、愛知県碧南市大浜漁港を出航した。</p> <p>船長は、GPSプロッターに過去の航跡を残していたものの、何度も航行したことのある海域であったので、GPSプロッターを見なくても航行できると思い、夜間で周囲が暗い中、操縦席に座って目視により見張りをを行いながら、愛知県南知多町篠島西方沖を、手動操舵により、約20ノットの対地速力で南進し、間もなく漁船の出漁する時間だと考えて前方に注意を向けていたところ、本船は、篠島南西方沖にある広亀島北岸の岩場に乗り揚げた。</p> <p>本船は、自力航行できなかつたので、船長が118番通報を行ったのち、知人に救助を依頼し、来援した僚船によって岩場から引き出され、えい航されて帰港した。</p> <p>本船の喫水は、不詳であった。</p>
分析	本船は、釣り場に向けて南進中、船長が、何度も航行したことのある海域であったので、夜間で周囲が暗かつたものの、GPSプロッターを見なくても航行できると思い、目視により見張りをを行いながら航行したことから、広亀島に接近して航行を続けていることに気付かず、同島北岸の岩場に乗り揚げたものと考えられる。

原因	本事故は、夜間、本船が釣り場に向けて南進中、船長が、何度も航行したことのある海域であったので、周囲が暗かったものの、GPSプロッターを見なくても航行できると思い、目視により見張りを行いながら航行したため、広亀島に接近して航行を続けていることに気付かず、同島北岸の岩場に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、慣れた海域であっても夜間に航行する際には、GPSプロッター等の航海計器を有効に活用し、船位の確認を適切に行うこと。